

令和 7 年 8 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

8 月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 30 号	八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について	1
議案第 31 号	八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について	5

議案第30号

八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和7年8月27日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

八戸市教育委員会が所管する一部の教育機関に専用教育長印を配置するに当たり、所要の改正をするためのものである。

八戸市教育委員会規則第 号

八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

八戸市教育委員会公印規則（昭和39年八戸市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

- 第 3 条の見出し中「種類」を「種類等」に改め、同条に次の 1 項を加える。
- 2 教育長印は、一般教育長印及び専用教育長印とし、一般教育長印は専用教育長印を使用する文書以外の文書に使用し、専用教育長印は次に掲げる事務を除き、別表の管理者欄に掲げる者が所管する事務に係る当該特定の文書に限り使用する。

- (1) 登記の嘱託事務
- (2) 契約書、合意書等の締結
- (3) 補助金、負担金等関係事務

別表八戸市教育委員会教育長印の項中「八戸市教育委員会教育長印」を「一般教育長印」に、「〃」を「教育総務課長」に改め、同表中

「

八戸市教育委員会教育長 職務代理者印	八戸市教 育委員会 教育長職 務代理者	20	〃
-----------------------	------------------------------	----	---

を

「

八戸市教育委員会教育長 職務代理者印	八戸市教 育委員会 教育長職 務代理者	20	教育総務課 長
専用教育長印	八戸市教 育委員会 教育長	21	是川縄文館 副館長
			総合教育セ ンター所長
			こども支援 センター所 長
			図書館長
			博物館長

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則施行日対照表

改正後	改正前
(公印の種類等及び管理) 第3条 公印の種類、様式、寸法及び管理者は、別表のとおりとする。 <u>2 教育長印は、一般教育長印及び専用教育長印とし、一般教育長印は専用教育長印を使用する文書以外の文書に使用し、専用教育長印は次に掲げる事務を除き、別表の管理者欄に掲げる者が所管する事務に係る当該特定の文書に限り使用する。</u> (1) <u>登記の嘱託事務</u> (2) <u>契約書、合意書等の締結</u> (3) <u>補助金、負担金等関係事務</u>	(公印の種類及び管理) 第3条 公印の種類、様式、寸法及び管理者は、別表のとおりとする。

別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
公印の種類	様式	寸法（方ミリメートル）	管理者		公印の種類	様式	寸法（方ミリメートル）	管理者	
八戸市教育委員会印	八戸市教育委員会	35	教育総務課長		八戸市教育委員会印	八戸市教育委員会	35	教育総務課長	
一般教育長印	八戸市教育委員会 教育長	24	教育総務課長		八戸市教育委員会教育長印	八戸市教育委員会 教育長	24	〃	
八戸市教育委員会教育長職務代理者印	八戸市教育委員会 教育長職務代理者	20	教育総務課長		八戸市教育委員会教育長職務代理者印	八戸市教育委員会 教育長職務代理者	20	〃	
専用教育長印	八戸市教育委員会 教育長	21	是川縄文館副館長 総合教育センター 所長 こども支援センター 所長						
			図書館長 博物館長						
八戸市立図書館長印	八戸市立図書館	18	図書館長		八戸市立図書館長印	八戸市立図書館	18	図書館長	
(略)					(略)				

議案第31号

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和7年8月27日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

旅行費用の高騰による保護者への過度な費用負担を軽減するため、修学旅行実施に当たっての日数基準を改めて定めるものである。

八戸市教育委員会規則第 号

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則（昭和39年八戸市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「3日」を「2日」に、「4日」を「3日」に改める。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
(修学旅行の日数の基準) 第7条 修学旅行の日数の基準は、小学校にあっては<u>2日</u>以内、中学校にあっては<u>3日</u>以内とする。	(修学旅行の日数の基準) 第7条 修学旅行の日数の基準は、小学校にあっては<u>3日</u>以内、中学校にあっては<u>4日</u>以内とする。